

# 令和6年度予算概算決定及び 令和5年度補正予算の概要

## 経営局就農・女性課

令和5年12月

農林水産省

# 目次

(令和6年度予算概算決定の概要)

○新規就農者育成総合対策	1
うち、経営発展支援事業	2
うち、就農準備資金・経営開始資金	3
うち、雇用就農資金	4
うち、サポート体制構築事業	5
うち、農業教育高度化事業	6
うち、農業者キャリアアップ支援事業	7
うち、農業人材確保推進事業	8
○農業労働力確保支援事業	9
○外国人材受入総合支援事業	10
○女性が変わる未来の農業推進事業	11
○青年等就農資金	12
○スマート農業教育推進	13

(令和5年度補正予算の概要)

○新規就農者確保緊急円滑化対策	14
○働きやすい環境づくり緊急対策	15



新規就農者育成総合対策のうち  
**経営発展支援事業**

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

新規就農者に対する**経営発展のための機械・施設等の導入**を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

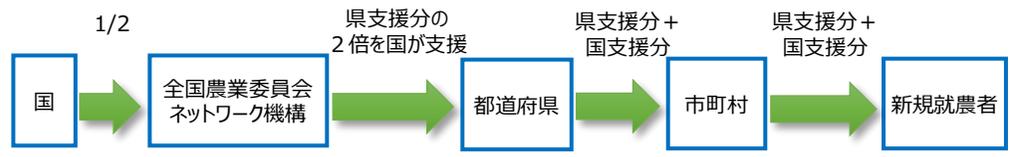
40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

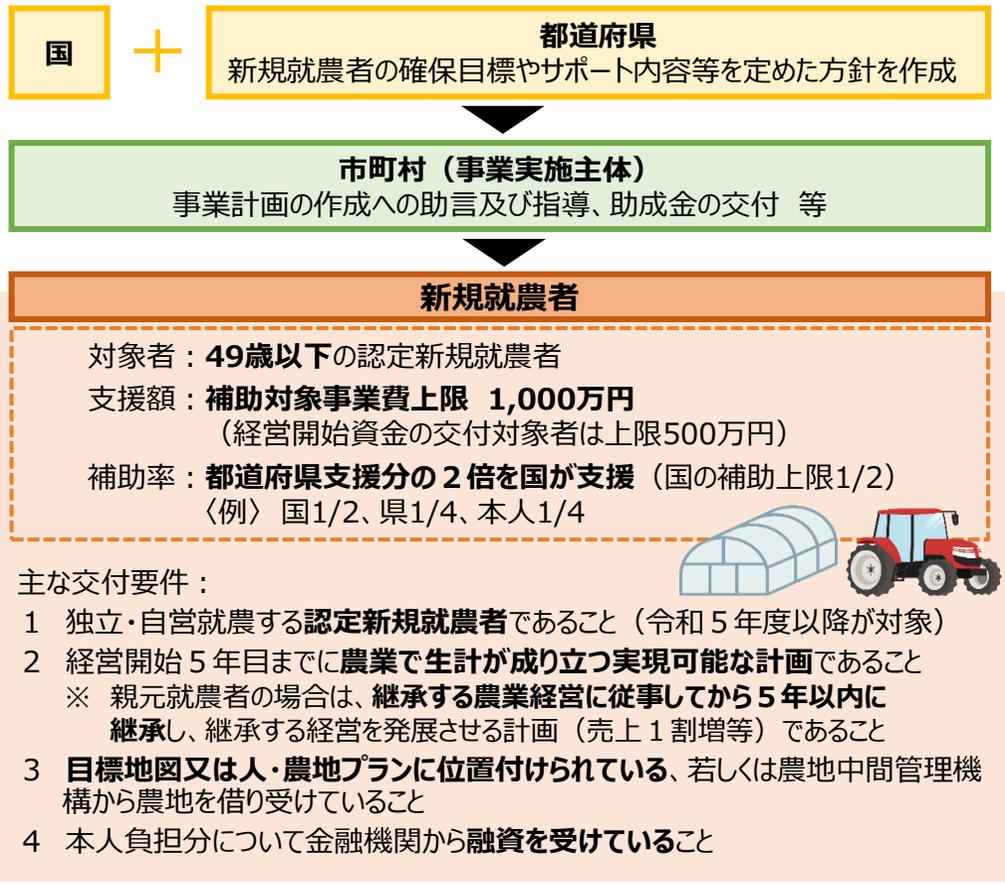
就農後の経営発展のために、都道府県が**認定新規就農者**に対して**機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、**都道府県支援分の2倍を国が支援**します。（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））

・取組計画に応じた事業採択方式

<事業の流れ>



<事業イメージ>



対象者：**49歳以下**の認定新規就農者  
 支援額：**補助対象事業費上限 1,000万円**  
 （経営開始資金の交付対象者は上限500万円）  
 補助率：**都道府県支援分の2倍を国が支援**（国の補助上限1/2）  
 〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4

主な交付要件：

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること（令和5年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること  
 ※ 親元就農者の場合は、**継承する農業経営に従事してから5年以内に継承**し、継承する経営を**発展させる計画**（売上1割増等）であること
- 3 **目標地図又は人・農地プラン**に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 本人負担分について金融機関から**融資**を受けていること

## <対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

### 就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

#### <主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
  - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
  - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）  
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

- ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

#### <事業の流れ>



### 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

#### <主な交付要件>

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図又は人・農地プランに位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

# 新規就農者育成総合対策のうち 雇用就農資金

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

雇用就農者の確保・育成を推進するため、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付<sup>※1,2</sup>。(年間最大60万円、最長4年間)

### 2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付<sup>※1,2</sup>。(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

### 3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成。(月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間)

## <事業の流れ>



### ○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ



#### <農業法人等の主な要件>

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善<sup>※3</sup>に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめの.JP)に掲載していること

#### <新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する**49歳以下**の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

### ○ 次世代経営者育成支援タイプ

#### <派遣元農業法人等の主な要件>

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること

#### <派遣研修生の主な要件>

- ・ **原則55歳未満**の者であること



※1 新規雇用就農者の増加分が対象  
※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算  
※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

## <対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者の技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

### 1. 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。

### 2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

### 3. 先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

### 4. 社会人向けの農業研修の実施

農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。

## <事業実施主体>

市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

- ※ 1 サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていることが要件  
(サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須)
- ※ 2 市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていることが要件

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)  
(2・3・4の事業) (03-6744-2160) 5

## <事業イメージ>

### 1. 就農相談体制の整備

地域の新規就農サポート体制



## <支援内容>

- ・就農相談員による就農希望者等の相談対応
- ・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催 等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

### 2. 研修農場の整備



## <支援内容>

- ・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等 (例：ハウス、トラクター、管理機、果樹棚 等 (研修終了後は、新規就農者へのリースも可) )
- ・補助率：1/2

### 3. 先輩農業者等による技術面等のサポート



## <支援内容>

- ・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
- ・新規就農者向けの研修会の開催 等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

### 4. 社会人向けの農業研修の実施



## <支援内容>

- ・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修 (3~6ヶ月程度) の実施
- ※ 時期等の異なる複数の研修コースを実施可能
- ・補助率：定額、上限：300万円/1地区

# 新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農業大学校、農業高校等における農業機械・設備の導入、海外研修、スマート農業等のカリキュラム強化、現場実習、出前授業の実施等を支援します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

### 1. 全国事業

- 民間団体による以下の取組を支援します。
  - ・ 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施（定額）
  - ・ 民間団体が運営する農業教育機関の教育高度化の取組（定額又は1/2）
  - ・ 国際的な農業人材育成のための取組（定額）

### 2. 都道府県事業

- 各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置づけられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実のための取組を支援します。

#### <取組例>

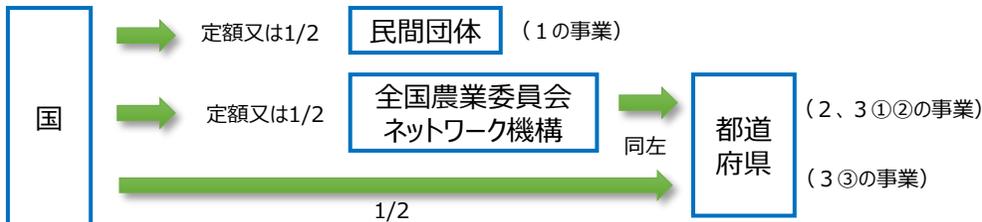
- ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
- ・ 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備（1/2以内）
- ・ 現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組（定額）

### 3. (令和5年度補正予算)

#### 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

- 農業大学校・農業高校等における以下の取組を支援します。
  - ① 農業用機械・設備の導入、無線LAN等のICT環境の整備（1/2以内）
  - ② 有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組（グリーン教育推進）（定額）
  - ③ 技術習得等に必要となる研修施設等の整備（1/2以内）

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 全国段階



指導者・学生等向け研修の実施



民間農業教育機関※の教育高度化  
※研修生の就農地が県域を超える場合



海外農業研修への参加

### 都道府県段階

#### 〇〇県農業教育高度化プラン

1. 地域の課題
2. 農業教育の目的
3. 目標
4. 農業教育機関の役割分担
5. 農業教育の高度化に必要な取組
  - ・ スマート農業のカリキュラム強化
  - ・ 研修用機械・設備の導入
  - ・ 先進農業者による出前授業
  - ・ LAN環境の整備 等

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成



都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

### (補正予算) 農業教育環境整備事業

#### ①スマート農業機械等の導入

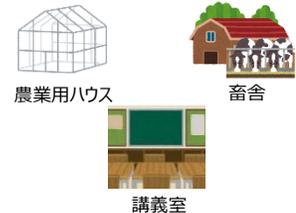


#### ②グリーン教育推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援  
(補助上限1,500万円/1都道府県)

- (取組例)
- ・ 有機実習ほ場の設置
  - ・ 研修用機械・設備の導入
  - ・ 指導者の確保・育成
  - ・ 教育コンテンツの作成
  - ・ 有機JAS講習会の受講 等

#### ③研修施設等の整備



# 農業者キャリアアップ支援事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農業分野において、リ・スキリングによるスキルの獲得・向上を通じて、デジタル・グリーン等の様々な経営課題に対応できる人材育成を図るため、現役農業者がスマート農業や有機農業等の新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

都道府県・JA・民間企業等の関係機関が連携して、現役農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルを構築・実施する取組を支援します。

【補助率：定額（上限3,500万円※/1都道府県）

※継続地区は2,000万円定額】

○ 支援対象となる取組の例：

- ・ 推進会議の開催
- ・ 農業用機械・設備の導入（リース・レンタル含む）、農業用ハウスのリノベーション
- ・ 農機メーカー、先進農家等の外部講師による講義・実習
- ・ 研修ほ場の設置
- ・ 研修コンテンツの作成・配信
- ・ 各産地における出前講座の実施 等

## <事業の流れ>

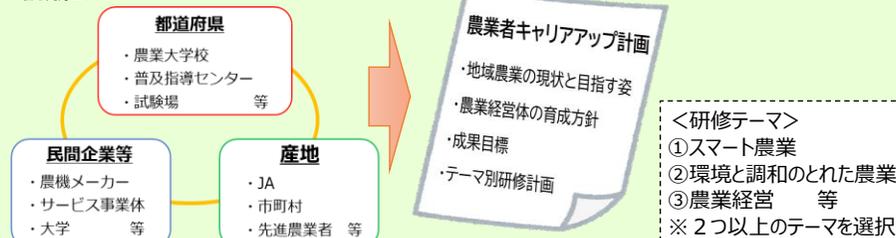


## <事業イメージ>

関係機関の連携の下、新たな技術の習得に向けた研修計画を作成

研修モデルの構築

<協議会※>



※ 3つ以上の者（都道府県は必須）が構成員となる場合は、都道府県を事業実施主体とすることも可能

研修計画に基づき、体系的な研修を実施

体系的な研修の実施

○ 耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



○ 有機農業研修



○ 産地での出前講座



○ オンライン講座



デジタル・グリーン分野の人材を育成

## <対策のポイント>

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業インターンシップ**等の取組を支援します。

## <事業目標>

- 40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「**農業をはじめer.JP**」による**就農希望者への情報発信**を支援します。  
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び**就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための全国データベースの管理、運営**を支援します。

### <新規就農相談・情報発信>

全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、**全国データベースの管理・運営**



全国データベースの管理、運営

### 2. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

### <就農相談会実施>

東京・大阪での就農相談会（**新・農業人フェア**）の開催



### 3. 農業インターンシップ支援

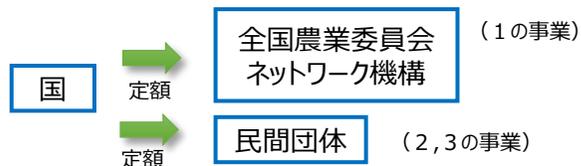
就農希望者が自らの農業適性を確認するため、**短期間の農業就業体験の実施**を支援します。

### <農業インターンシップ支援>

農業法人等で実際に農作業することで、仕事としての農業を体験する場を提供



## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

農業現場における労働力不足を解消するため、**他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

## <事業目標>

産地の労働力不足への充足

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 農業労働力確保支援

産地内における労働力確保を推進するための取組や、**繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

【補助率：定額（上限350万円/年）】

また、**他産地・他産業との連携等による労働力確保**に取り組む場合、**確保した労働者の交通費・宿泊費**を支援します。

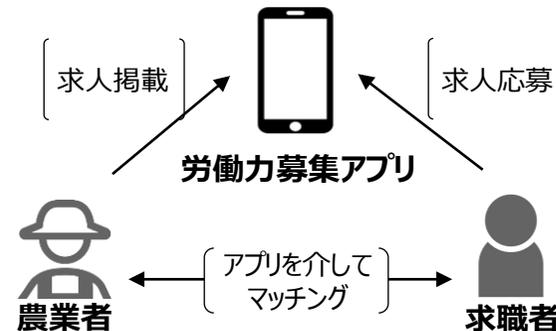
【補助率：定額（上限1,000万円）】

### 2. （令和5年度補正予算）働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保

#### 体制強化事業

上記1の事業内容のほか、**地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就労条件改善及び労働力確保等のための取組**を支援します。

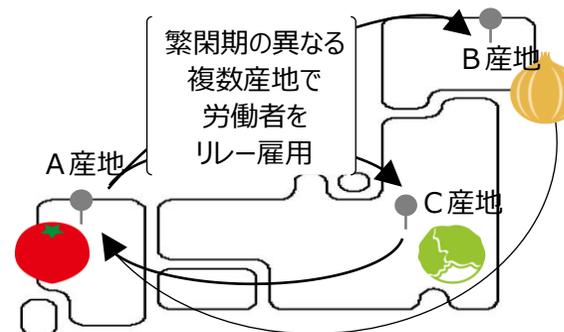
### ◆ 産地内における労働力確保（例：労働力募集アプリの活用）



#### 支援対象となる取組例

- 産地でのアプリ導入・周知の実施
- 農業者向けのアプリ利用説明会や労務管理セミナーの開催
- 求職者向けの農作業紹介動画の作成

### ◆ 他産地・他産業連携等による労働力確保（例：労働者のリレー雇用）



#### 支援対象となる取組例

- 産地の労働力不足状況（他産地から受入れが必要な労働者数等）に関する調査の実施
- 連携産地による共同での人材の募集

## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

## <事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

## <事業の内容>

### 1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

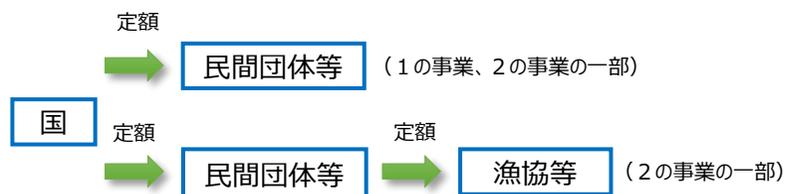
### 2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

### 3. （令和5年度補正予算）働きやすい環境づくり緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

上記1、2のほか、農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**及び国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要な**カリキュラム・コンテンツの開発や講習会開催等**の取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### ○ 令和6年度予算

1. 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
2. 外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

#### 民間団体等

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1. 試験の作成・更新 | 試験の実施（農業・漁業）               |
| 2. 相談窓口の設置  | 外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動 |
|             | 優良事例の収集・周知 等               |

### ○ 令和5年度補正予算

1. 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催
2. 国内の外国人材への学習機会の提供

#### 民間団体等

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 現地説明・相談会の開催 | 学習機会の提供（農業） |
|-------------|-------------|

【お問い合わせ先】

(農業分野)	経営局就農・女性課	(03-6744-2159)
(漁業分野)	水産庁企画課	(03-6744-2340)
(飲食料製造業分野)	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	(03-6744-1869)
(外食業分野)	外食・食文化課	(03-6744-2053)

# 女性が変わる未来の農業推進事業

【令和6年度予算概算決定額 74（85）百万円】  
（令和5年度補正予算額 650百万円の内数）

## <対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による**農業の発展、地域経済の活性化**のため、**地域のリーダー**となり得る**女性農業経営者の育成**、**女性グループの活動**、**女性が働きやすい環境整備**、**女性農業者の活躍事例の普及**等の取組を支援します。

## <事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上 (30% [令和7年度まで])
- 農業協同組合役員に占める女性の割合向上 (15% [令和7年度まで])
- 土地改良区理事に占める女性の割合向上 (10% [令和7年度まで])
- 女性の認定農業者の割合向上 (5.5% [令和7年度まで])
- 家族経営協定の締結数増加 (70,000件 [令和7年度まで])

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 女性が変わる未来の農業推進事業

#### ① 女性活躍に向けた全国事業

全国共通の研修コンテンツ（女性リーダーの育成、女性活躍の意義等）の作成や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

#### ② 地域における女性活躍推進事業（地域事業）

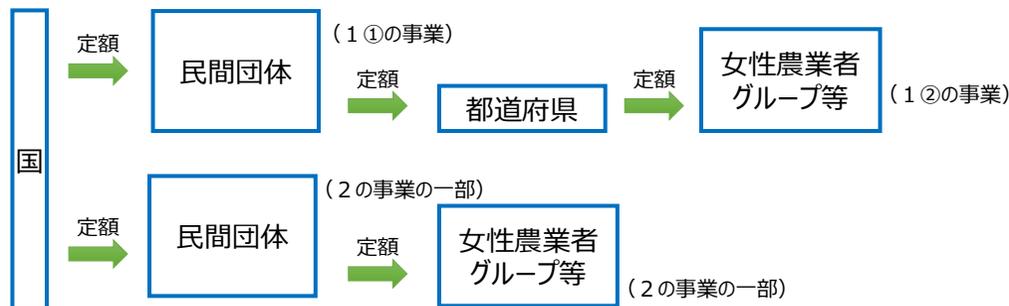
各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、**地域のリーダー**となり得る**女性農業経営者の育成**、**地域の女性農業者グループの活動**、**女性農業者の育児と農作業のサポート活動**等の取組を支援します。

### 2. （令和5年度補正予算）

#### 働きやすい環境づくり緊急対策のうち女性の労働環境整備・活躍強化事業

男女別トイレや更衣室の確保等の**女性農業者が働きやすい環境の整備**や**全国女性リーダー育成研修の実施**、**女性グループの活動**を支援します。

## <事業の流れ>



女性活躍に向けた Stage	農業・農村への呼び込み	農業・農村への定着	経営参画 経営発展	地域の方針策定への参画
令和6年度予算	全国事業	社会参画の推進	研修コンテンツの作成 地域事業で活用できる研修コンテンツの作成	
		環境整備	女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等	
令和5年度補正予算	地域事業※	社会参画の推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等	リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施
		環境整備	女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知	女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催等
令和5年度補正予算	全国事業	社会参画の推進	女性農業者グループの活動推進 都道府県を越えて連携・活動する女性グループの事業活動や研修会の開催等	リーダー育成 全国女性リーダー育成研修の実施
		環境整備	女性が働きやすい環境の整備 男女別トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース、アシストスーツ等の確保	

※ 地域事業については、実施する都道府県において農業分野の女性登用の目標及び目標達成に向けた取組計画を定めていること

＜対策のポイント＞

スマート農業の実装に当たっては、**スマート農業機械等を使いこなし、データを経営に活かすことができる人材の育成が重要**です。  
 このため、農業大学校や農業高校等の農業教育機関の学生及び教員、農業者等が、**スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備**を行います。

＜事業目標＞

全農業大学校でスマート農業をカリキュラム化 [令和7年度まで]

＜事業の内容＞

スマート農業に精通する人材の育成を進めるためには、  
 ・ **スマート農業に関心を持つ学生や経営を発展させたい農業者等が、いつでも誰でもスマート農業について体系的に学習**できるようにするとともに、  
 ・ 教育機関の**教員が、スマート農業の指導に必要な知識を習得**できるようにすること  
 が必要です。このため、以下の取組を行います。

1. **スマート農業拠点校の設置**

拠点校（民間教育機関・大学含む）において、モデルとなる最先端のスマート農業教育カリキュラムを研究・開発し、他の農業教育機関等へ波及します。

2. **スマート農業教材の充実**

農業教育機関における講義や、学生・生徒の自習に活用できる、スマート農業教材を作成します。

3. **教員向け研修の実施**

学生・生徒がスマート農業技術を十分に習得できるよう、教員のスキルアップに資する研修を実施します。

4. **農業者向け研修の実施**

全国の農業者を対象に、最新のスマート農業技術を習得できる研修を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート農業拠点校の設置

【拠点校】

【内容】  
 スマート農業拠点校を設置し、モデルとなる最先端のスマート農業教育カリキュラムを研究・開発

2. 教材の充実

【内容】  
 オンライン教材等の教育コンテンツを充実

3. 教員向け研修

【内容】  
 農業大学校や農業高校の教員が、体系的に学ぶことができる研修を実施

4. 農業者向け研修

【内容】  
 全国の農業者等を対象に、スマート農業について体系的に学べる研修を展開

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2160）

## <対策のポイント>

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

## <事業目標>

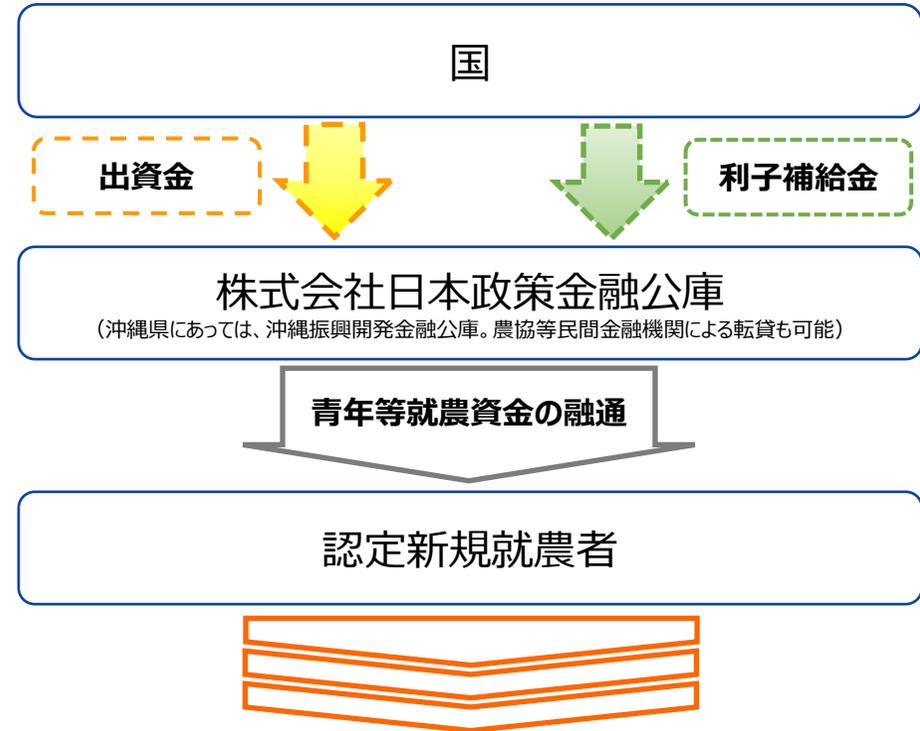
新規就農者の定着

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- (1) 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者  
※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の大過半数を占める法人。  
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- (2) 資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）  
※農地等の取得は除く
- (3) 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)
- (4) 貸付利率：法定無利子
- (5) 償還期限：17年以内(据置期間5年以内)
- (6) 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- (7) 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫  
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)
- (8) 融資枠：182（172）億円  
(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2（2）億円)



## 新規就農者の就農・定着を促進

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

#### [予算事業]

1. 青年等就農資金利子補給金 396（255）百万円  
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 64（64）百万円  
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

## <対策のポイント>

将来の担い手の円滑な確保を図るため、早期の経営基盤の確立に向けた**就農前後の資金面、初期投資に対する支援**や、**農業大学校・農業高校等の教育環境の整備**及び**農業の魅力発信の取組による人材の呼び込み等の支援**を行います。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 就農準備、経営開始後の支援

- ① 次世代を担う農業者を目指す49歳以下の者に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。
- ② 就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

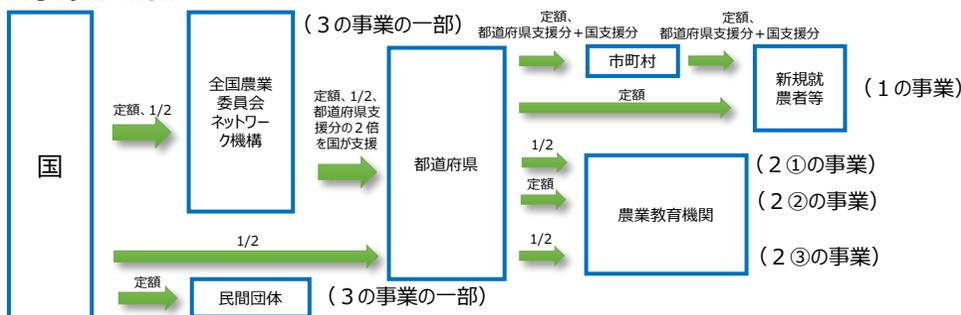
### 2. 農業大学校・農業高校等の農業教育環境の整備に対する支援

- ① 農業用機械・設備等の導入（補助率：1/2）  
スマート農業等の教育の高度化に必要な**農業用機械・設備の導入**、無線LAN等の**ICT環境の整備**を支援します。
- ② グリーン教育推進（補助率：定額）  
有機農業教育の充実を図るため、**有機農業専攻・科目の設置**や**有機JAS認証の取得**に向けた取組をパッケージで支援します。
- ③ 研修施設等の整備（補助率：1/2）  
技術習得等に必要となる**研修施設等の整備**を支援します。

### 3. 農業への人材呼び込みの支援

**農業の魅力発信**の取組や、就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースのセキュリティ強化**等の取組を支援します。

## <事業の流れ>



### 農業への人材呼び込み

発信力の高いロールモデル農業者による職業としての農業の魅力伝えるイベント等の支援



・就農支援情報システム（全国データベース）のセキュリティ強化や機能拡充を支援



### 農業教育環境の整備

#### ①スマート農業機械等の導入



#### ②グリーン教育推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援（補助上限1,500万円/1都道府県）

（取組例）

- ・有機実習ほ場の設置
- ・研修用機械・設備の導入
- ・指導者の確保・育成
- ・教育コンテンツの作成
- ・有機JAS講習会の受講 等



#### ③研修施設等の整備



### 新規就農の支援

・研修期間中の就農希望者や新規就農者に対して12.5万円/月(150万円/年)を交付



・新規就農者に対して機械・施設、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等を都道府県と連携して支援（都道府県支援分の2倍を国が支援、国の補助上限1/2）



## <対策のポイント>

就労条件改善や他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組に係る体制を強化するとともに、女性の労働環境整備・活躍強化、外国人材の呼び込み体制の強化を支援します。

## <事業目標>

農業分野における労働環境の改善

## <事業の内容>

### 1. 労働力確保体制強化に対する支援

産地の農業経営体・地方公共団体等で構成される地域協議会等による労働力確保に向けた就労条件改善等の取組や、他産地・他産業との連携等の取組を支援します。

#### (1) 就労条件改善等に対する支援

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就労条件改善及び労働力確保等のための取組を支援します。

#### (2) 他産地・他産業連携等による労働力確保の取組に対する支援

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。

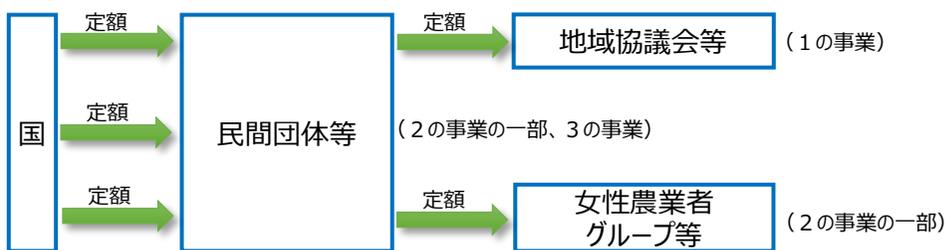
### 2. 女性の労働環境整備・活躍強化に対する支援

男女別トイレや更衣室の確保等の女性農業者が働きやすい環境の整備や女性リーダーの育成、女性グループの活動を支援します。

### 3. 外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

選ばれる日本の農業を目指し、外国人材が働きやすい環境整備のための現地説明・相談会や外国人材の育成の取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ（1. 労働力確保体制強化）>

### 1 (1) 働きやすい環境づくり計画に基づく就労条件改善等のための取組



#### <地域協議会等が行う就労条件改善等のための取組>

##### ① 産地における労働力確保に向けた「働きやすい環境づくり計画」の策定

#### 【働きやすい環境づくり計画のイメージ】

I 地域農業の現状、II 事業における新たな取組、III 事業スケジュール、IV 成果目標

#### 《II 事業における新たな取組の具体例》

就業規則の策定、所定内労働時間（8h/日）の設定、休憩・休日（月8日）の設定、36協定の締結、時間外の割増賃金の支給、労働保険・社会保険加入、育休・介護休業制度の創設、人事評価制度の導入 等

##### ② 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施

##### ③ 就業規則の策定・見直し等に係る社会保険労務士等からのアドバイス等のための支援体制整備

（例）雇用契約や労働条件策定、能力給・定期昇給、変形労働時間制、労務管理体制の見直し 等

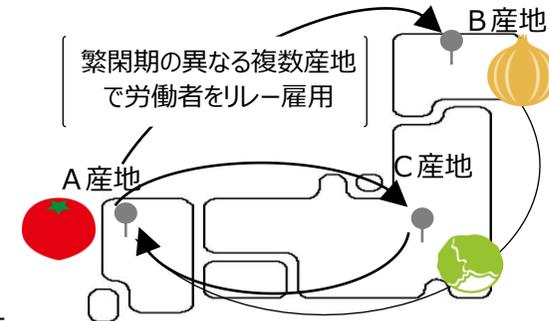
##### ④ 作業工程や業務内容の分析・改善・定着支援等のための支援体制整備

（例）作業マニュアル策定支援、作業工程見える化ツールの導入等による労働時間圧縮、経営データの見える化・共有のためのツール導入、労働時間平準化のための経営計画の見直し支援 等

##### ⑤ ②～④の就労条件改善等を具体的な労働力確保につなげるための取組

（例）地域協議会等が行う求人代行（求人掲載、求人募集イベント開催、労働環境や企業理念を広報するためのホームページ制作、PR動画作成） 等

### 1 (2) 他産地・他産業連携による労働力確保（例：労働者のリレー雇用）



#### 支援対象となる取組例

- 産地の労働力不足状況（他産地から受入れが必要な労働者数等）に関する調査の実施
- 連携産地による共同での人材の募集